

空家等対策の推進に関する特別措置法（概要）

第1条 目的

第2条 定義

→「空家等」「特定空家等」

第3条 空家等の所有者等の責務

第4条 市町村の責務

→空家等対策計画、対策実施、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条 基本指針 →国が定める

第6条 空家等対策計画

→市は計画を定めることができる。計画作成変更すれば公表しなければならない。

第7条 協議会

→協議会（地域住民、議員、学識経験者等）を組織することができる。

第8条 都道府県による援助

第9条 立入調査等

第10条 空家等の所有者等に関する情報の利用等

→固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報を利用できる。

第11条 空家等に関するデータベースの整備等

→データベースの整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第12条 所有者等による空家等の適切な管理の促進

→所有者等に対し情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。…空家バンク、空家に対する補助等

第13条 空家等及び空家等の跡地の活用等 →空家バンク等

第14条 特定空家等に対する措置

→助言、指導、勧告、命令…本人に通知、証拠提出機会の付与、公表、公告

第15条 財政上の措置及び税法上の措置等

→国県は、市が行う空家対策に要する費用の補助、交付税の拡充等財政上の措置を講ずるものとする。

第16条 過料

→14条3項の命令に違反したものは50万以下の過料

9条2項の調査を拒み、妨げ、忌避したものは20万円以下の過料

以上